

第5期に向けた介護保険法改正案

主な改正案は以下のとおり。

- ①【第5期介護保険事業計画(24～26年度)の保険料を、**財政安定化基金**を特例で取り崩し
上昇を緩和する】
※**財政安定化基金**とは、予想以上に保険料収納率が低下したり、給付費が増大することによって
介護保険財政が悪化し市町村が一般会計から繰入れを余儀なくされるというような事態を回避する
ため、市町村に対して資金交付や資金貸付を行うことを目的に、都道府県に設置された基金
- ②【24時間対応定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて「訪問介護」・「訪問看護」が密接に連携しな
がら、短時間(20分以内)の定期巡回と随時対応を行うサービス。
24時間対応のオペレータ(看護師等)を配置。
※**地域包括ケアの目玉**、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において
継続して生活できるよう、(1)介護(2)予防(3)医療(4)生活支援(5)住まいの5つのサービスを一体
化して提供していくもの
- ③【複合型サービス】
「小規模多機能居宅介護」+「訪問看護」を組み合わせ、柔軟に対応するサービス。
複合型により、今まで調整が行いにくかった「医療」との連携が可能になり医療ニーズが高い利用者
にも対応できる。
※**小規模多機能型居宅介護**とは、地域密着型サービスのひとつで、「通い」を中心に「訪問」や「泊
まり(自費)」を組み合わせた居宅介護サービス。
- ④【介護予防・日常生活支援総合事業】
市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサー
ビスを総合的に実施する事業。
市町村・地域包括支援センターが利用者像や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合
サービス(地域支援事業)を利用するか判断する。
- ⑤【サービス付高齢者住宅と介護保険の連携】
日常生活や介護に不安を抱く世帯が施設などへの入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らす
こと可能とするよう、「サービス付高齢者住宅」に介護サービスを組み合わせたもの。

※ 介護報酬(単位、加算等)に関する情報については、今後の国の審議会等の動向を
把握していきたいと思えます。